

第11章

ICTの活用の推進

総論

教育の情報化は、情報活用能力の育成、分かりやすい授業の実現及び教員の業務負担軽減に資するものです。

文部科学省は、プログラミング教育の推進、教科指導におけるICT（情報通信技術）活用の推進、統合型校務支援システムの導入促進など、幅広く取り組んでいるところです。また、映像作品やICTを活用した教材の普及・奨励やICTを活用した情報発信にも取り組んでいます。

第1節 教育の情報化

社会の情報化が急速に進展する中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

また、子供たちの「確かな学力」を育成するためには、分かりやすい授業を実現することが必要であり、その指導方法の一つとして、教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが重要となっています。

さらに、校務事務の多忙化により、教員が子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ICTを活用した校務の効率化に対する期待も高まっています。

一方、近年、コミュニティサイト等に起因する事犯や、いわゆるリベンジポルノなどのインターネットによる犯罪被害、生活リズムの乱れなどが大きな問題となっています。このため情報社会の便利な側面のみならず、影の部分やその対処法などについて、子供たち自身や保護者などが正しく認識し、適切に行動していくことがますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、情報活用能力の育成、教員のICT活用指導力向上に向けた取組、ICTの活用による障害のある子供たちの支援、学習者用コンピュータ等の学校ICT環境整備の推進、青少年を有害情報から守る取組の推進等に取り組んでいます。

1 学習指導要領の改訂と情報活用能力の育成

平成29年3月に小学校及び中学校の新学習指導要領が、30年3月に高等学校の新学習指導要領が公示されました。これにより、全ての学校段階において、「情報活用能力」、すなわち世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力が、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。情報活用能力は、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成することとなりました。また、新学習指導要領では、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを総則において新たに明記しています。さらに、新小学校学習指導要領では、コンピュータでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明記しました。また、小学校段階でのプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミングに関する内容も充実させています。

(1) 情報活用能力の育成

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）へとつなげていくことが期待されています。

前述のとおり、情報活用能力はカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で育成することが必要であり、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、情報活用能力育成の観点から教育課程を編成し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることが求められます。平成30年度には、29年度に引き続き「次世代の教育情報化推進事業」において、推進校（情報教育推進校：IE-School）を指定し、カリキュラム・マネジメントを通じた情報活用能力の育成に関する研究を実施することとしています。

(2) プログラミング教育の実施に向けた取組

新小学校学習指導要領では、各教科等の特質に応じて、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを新たに明記しています。また、算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示しています。小学校段階で体験的にプログラミングに取り組むねらいは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

小学校プログラミング教育の円滑な実施のため、文部科学省は、新学習指導要領や同解説で示している基本的な考え方等についてわかりやすく解説した「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」を取りまとめ公表するとともに、「次世代の教育情報化推進事業」において、プログラミング教育の指導事例の創出・普及、教師研修用教材の開発・提供等の支援策を講じていくこととしています。また、文部科学省、総務省、経済産業省は連携して、民間企業・団体等とともに平成29年3月に「未来の学びコンソーシアム」を設立し、民間企業・団体による教材開発の促進や学校が外部人材を活用しやすくする人的支援体制の構築等を推進しています。

さらに、既にプログラミングに関する内容が必修となっている中学校技術・家庭科（技術分野）でも、内容の充実を図っています。加えて、新高等学校学習指導要領では、共通必修科目として「情報Ⅰ」を設定し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶこととしました。このように、小・中・高等学校の全ての段階を通じてプログラミング教育が充実されることとなります。

2 教科指導におけるICT活用の推進

教科指導におけるICTの活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現する上で効果的であり、さらに、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティ

ブ・ラーニング)の実現に寄与するものです。

文部科学省は、新学習指導要領の趣旨の実現に向け、「次世代の教育情報化推進事業」において、推進校（ICT活用推進校：ICT-School）を指定し、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点による授業改善に向けて、ICTを効果的に活用した指導方法の開発のための実践的な調査研究を、平成29年度から引き続き実施することとしています。

教科指導におけるICT活用を進めていく上では、教師のICT活用指導力を向上させていくことも重要です。文部科学省が毎年度実施している調査によると、教師のICT活用指導力は年々向上しているものの、おおよそ3割の教師が、授業中にICTを活用して指導する力や児童生徒のICT活用を指導する力などに自信を持っていないと回答しています。文部科学省は、ICT活用指導力向上に向けた研修プログラム作成のための調査研究などに取り組んできたところであり、また、教職員支援機構における「学校教育の情報化指導者養成研修」などを通じて、引き続き教師のICT活用指導力の向上を図ることとしています。

また、ICTを活用した遠隔教育は、多様性のある学習環境や個々に応じたきめ細やかな指導、専門性の高い講師による授業等を実現させ、学びの質を向上させることが期待されています。このため、平成27年度から29年度までの3年間で、「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」を実施しました。本事業では、人口過少地域において、ICTを活用して遠隔地間の児童生徒の学びを充実させたり、学校と社会教育施設間が連携した遠隔講座を実施したりするなど、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を行いました。なお、30年度は、学校における遠隔教育システムの活用を促進し、多様性のある学習環境や専門性の高い授業を実現し、児童生徒の学びの質の向上を図るための実証研究「遠隔教育システム導入実証研究事業」を実施することとしています。

3 校務の情報化の推進

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教師が子供たちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間を増やすことにつながります。さらに、出欠・成績・保健・学籍等の子供たちに関する情報や図書等の管理、教師間の指導計画・指導案、デジタル教材、子供たちの学習履歴等のその他様々な情報の共有、学校ウェブサイトやメール等による家庭・地域との情報共有などに役立ちます。

「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、平成29年3月1日現在で、教員の校務用コンピュータ整備率は118.0%となっているものの、「統合型校務支援システム」*1の整備率は48.7%にとどまっています（図表2-11-1）。このため、教育委員会等において、統合型校務支援システムの整備を含めた校務の情報化をより積極的に進めることが期待されます。

平成29年度は、統合型校務支援システムの導入促進に向けた調査研究を実施し、システムの活用により、特に業務削減効果が高いと考えられる校務の把握や、システムの共同調達・運用を行っている先進事例の調査を行い、教育委員会・学校が統合型校務支援システムを導入する際に活用するガイドの作成に取り組んでいます。

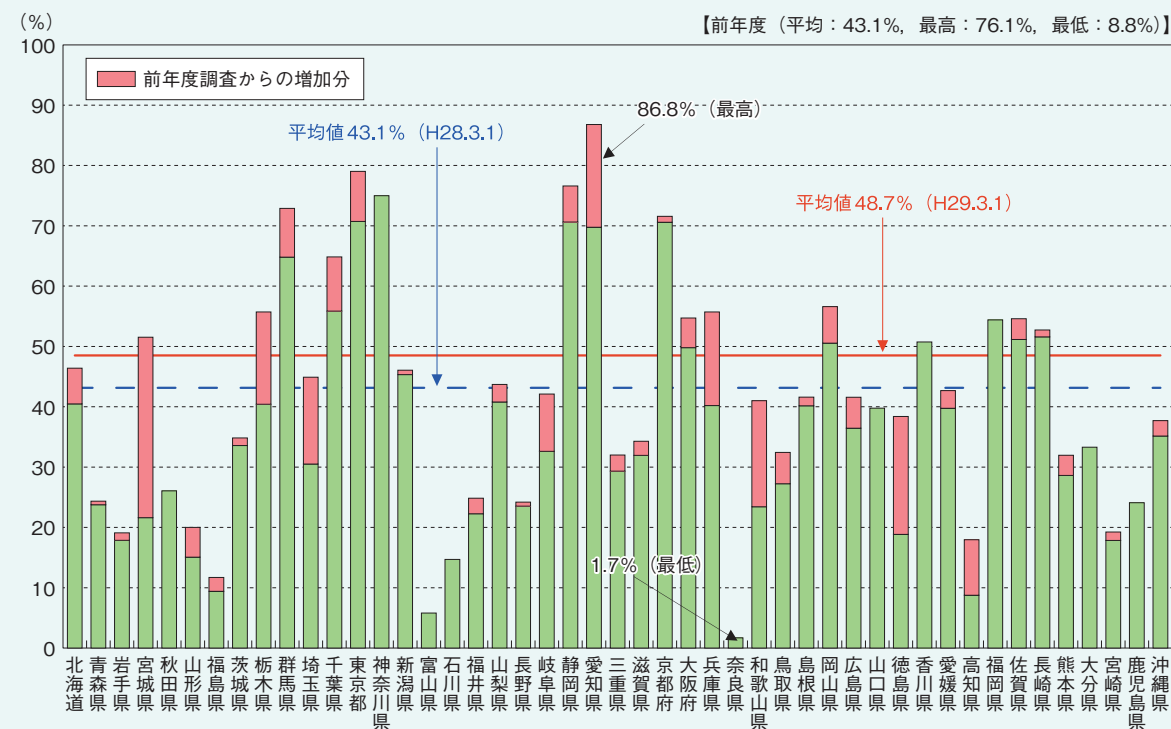
なお、平成30年度は、小規模自治体において統合型校務支援システムの導入が進んでいないことや小中学校の教員の異動が都道府県単位で行われている実態も踏まえ、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進する実証研究「統合型校務支援シ

*1 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう。

テム導入実証研究事業」を実施することとしています。

また、平成29年度から31年度までの3年間で、「次世代学校支援モデル構築事業」を総務省と連携して実施しています。本事業では、学校全体として教育の質を向上させるための有効なツールとしてのデータの利活用に着目し、校務の情報と学習記録データ等を有効に結び付け、学びを可視化することを通じて、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究を行っています。

図表 2-11-1 統合型校務支援システム整備率



4 学校におけるICT環境整備の促進

(1) 学校のICT環境整備の現状と平成30年度以降の整備方針

学校のICT環境整備については、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)」に基づき、29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)の地方財政措置が講じられています。

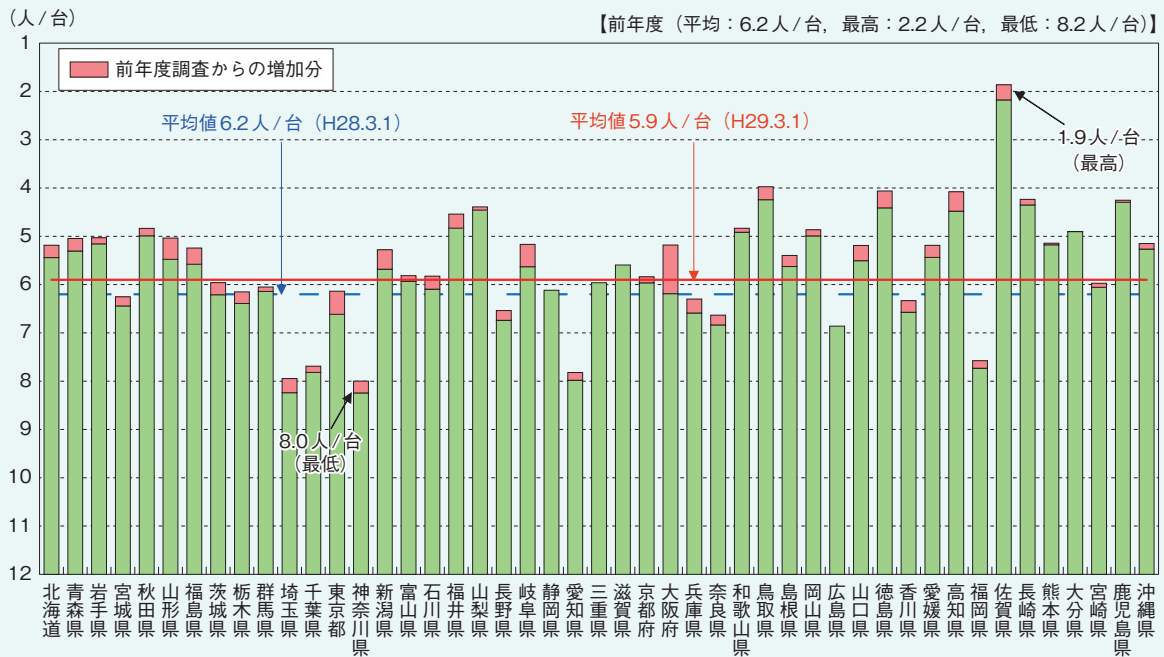
しかしながら、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数の目標値3.6人に対して、平成29年3月1日現在の全国平均では5.9人(前年度6.2人)となっており、都道府県別で見ると、8.0人から1.9人と地域格差があります。100Mbps以上の超高速インターネット接続率については48.3%(前年度38.4%)に止まり、更なる加速化が必要な状況です(図表2-11-2、図表2-11-3)。

このため、学校のICT環境整備状況のデータを見える化するため、都道府県単位だけでなく市区町村単位ごとに公表し周知するとともに、教育委員会などに対して希望に応じて、ICT活用や調達等の専門家である「ICT活用教育アドバイザー」を派遣するなど、地方公共団体のICT環境整備をきめ細やかに支援する(平成29年度:48地方公共団体)ことにより地方公共団体における学校のICT環境整備を促進しています。

また、新学習指導要領の実施を見据え、「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有

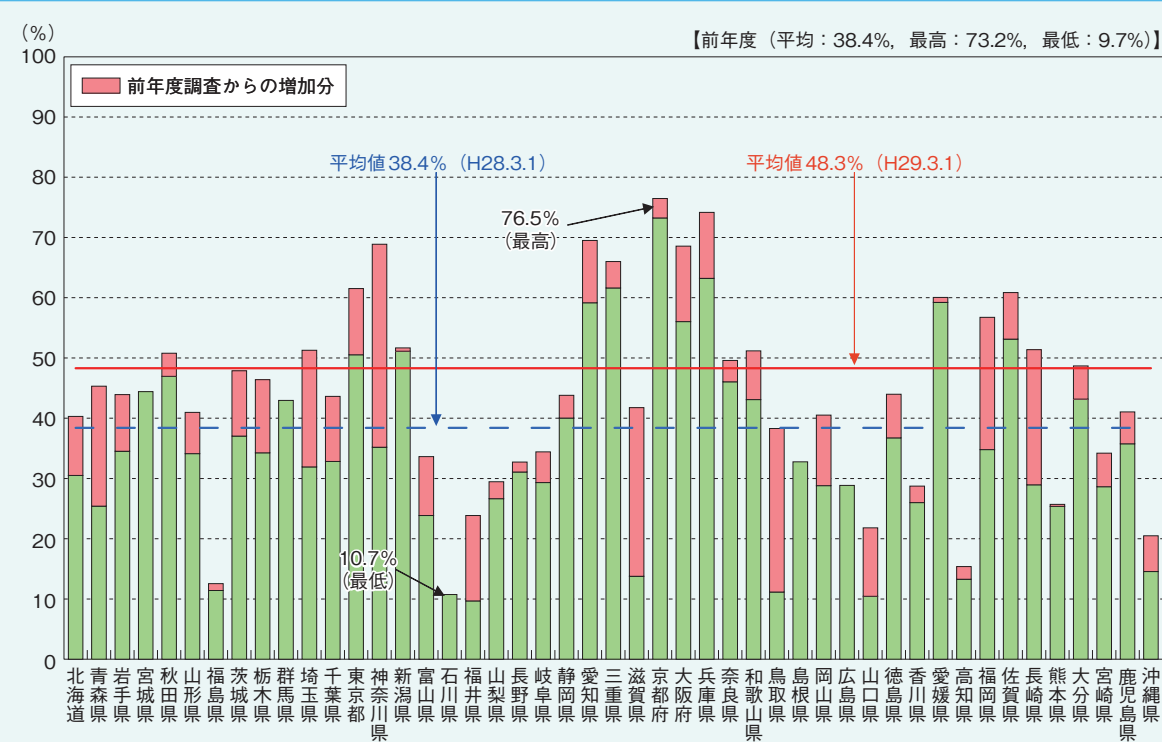
識者会議最終まとめ」(平成29年8月2日)を踏まえた、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」(平成29年12月26日)(図表2-11-4)を策定するとともに、本方針の周知に向け、生涯学習政策局長・初等中等教育局長の連名により、都道府県及び政令指定都市教育長に向けて「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成28年度)〔速報値〕及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」(平成29年12月26日付け 生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知)を発出しました。なお、当該整備方針等で目標とされている水準を達成するため、30年度以降の学校のICT環境整備に必要な経費として、30年から34年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

図表 2-11-2 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



(出典) 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成29年3月現在)

図表 2-11-3 超高速インターネット接続率（100Mbps以上）



(出典) 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成29年3月現在)

図表 2-11-4 平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について

第2期教育振興基本計画における目標			最終まとめにおけるこれからの学習活動を支えるICT環境			
ICT機器	整備対象(教室等)	対象学校種	ICT機器	整備対象(教室等)	対象学校種	
○電子黒板	普通教室 (H29.3現在24.4%)	全学校種	○大型提示装置	普通教室 + 特別教室	全学校種	
○実物投影機(書画カメラ)	普通教室		○実物投影装置	普通教室 + 特別教室	小学校・特別支援	
○教育用コンピュータ	3.6人/台 (H29.3現在5.9人/台)		○学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度	全学校種	
○学習用ツール	教育用コンピュータの台数分		○指導者用コンピュータ	授業を担任する教員1人1台		
○無線LAN	普通教室 (H29.3現在29.6%)		○学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分		
○校務用コンピュータ	教員1人1台		○無線LAN	普通教室+特別教室		
○超高速インターネット接続	学校		○校務用コンピュータ	教員1人1台	○超高速インターネット接続	学校
○ICT支援員	配置		○ICT支援員	配置	○ICT支援員	配置
			新規追加事項			
			○学習者用コンピュータ(予備用)	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	全学校種	
			○充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用		
			○有線LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線LAN環境の整備		
			○学習用サーバ	学校ごとに1台		
			○ソフトウェア	・統合型校務支援システムの整備 ・セキュリティソフトの整備		
			○校務用サーバ	学校の設置者(教育委員会)ごとに1台の整備		

【主な変更点】

①学習者用コンピュータ
 → 現行の3.6人/台から3クラスに1クラス分程度に変更【授業展開に応じて必要な時に「1人1台環境」を可能とする環境の実現(1日1コマ分程度を当面の目安とする)】

②電子黒板
 → 「大型提示装置」に名称変更(スペックの見直し)
 ※①提示機能、②インタラクティブ機能のうち、「大きく映す」という①の提示機能を必須とした上で、実際の学習活動を想定し、配備を進めることが適当。

本整備方針は、[文部科学省ホームページに掲載](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1399902.htm)しています。
 <教育の情報化ホームページ>
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1399902.htm

※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう。

(2) 教育情報セキュリティの確保

学校では、教職員は校務事務で、情報システムを活用して児童生徒の成績情報や健康状態などの機微情報を日常的に扱います。また、コンピュータを活用した学習活動など、児童生

徒も日常的に情報システムにアクセスする機会があります。

他の行政事務では、職員以外の者（市民の方など）が、情報端末を活用して日常的に情報システムにアクセスする機会は極めて限られています。一方で、学校では、教室やパソコン室に自由に使えるパソコンが設置されており、授業はもとより休み時間等においても、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があります。このことが学校における最大の特徴であり、児童生徒による機微情報への不正アクセスなど、学校特有の事情に起因する事案も発生しています。

このような事情を踏まえ、学校現場ならではの特徴を考慮した情報セキュリティを確立する必要性が高まったことから、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、平成29年10月に公表しました。

5 障害のある子供たちの支援

文部科学省は、各学校において障害のある子供たちの障害の状態や特性等を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことができるよう、平成26年度から「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を実施しています。企業や大学等が学校や教育委員会等と連携して行う、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の開発を支援しています。

また、ICTを含めた支援機器等教材の選定・活用に必要な評価指標及び学習評価方法について研究する「学習上の支援機器等教材活用評価研究事業」を平成29年度から新たに実施しています。

国立特別支援教育総合研究所は、平成26年度から障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するためのポータルサイトを開設しています*2。また、「第2期教育振興基本計画」で「ICTの活用等による新たな学びの推進」として記載されている内容に対する研究や、国立特別支援教育総合研究所内にICTを活用した実践的な教員研修を実施するICT活用実践演習室を整備しました。さらに、各都道府県等の指導的立場にある教職員を対象として、情報手段を活用した教育的支援に関する研修などを実施しています*3。加えて、学校現場で活用されているICT機器の基本的な情報を収集し整理を行うとともに学校現場に役立てた事例を紹介したリーフレットの作成等を通じて障害のある児童生徒のICT活用の支援を行っています*4。

6 高等教育におけるICT人材の育成の推進

社会の様々な場面でICTの活用が急速に広がり、社会の発展に欠かせないものとなっています。社会構造や価値観が複雑化する現代社会においては、ICTの高度な利活用が必須であり、社会的問題の本質まで掘り下げて解決策を描くことができる高度で実践的なICT人材の育成が求められています。

文部科学省は、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）等の実践教育の取組を推進しています。平成24年度から28年度まで大学院生向けに実施した本取組は、大阪大学を中心に合計121校の大学と合計133社（延べ数）の企業による、従前には事例のない規模の産学連携の全国的な教育ネットワークを構築しました。その結果、29年度に実施した、事後評価において当初目標を大幅に上回る成果、効果が得

*2 参照：<http://kyozai.nise.go.jp/>

*3 参照：<http://www.nise.go.jp>

*4 参照：<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/12589/20161205-143141.pdf>

られた（S評価）と評価されました。28年度からは大学学部生向けの取組を実施しています。四つの分野にそれぞれの分野の実践教育の統括・調整を行う中核拠点を置き（「ビッグデータ・AI分野」（大阪大学）、「セキュリティ分野」（東北大学）、「組込みシステム分野」（名古屋大学）、「ビジネスシステムデザイン分野」（筑波大学））、事業全体を統括する運営拠点である大阪大学と連携し、一体となって産学連携の実践的な教育ネットワークの形成による人材育成を推進しています。加えて29年度からは、新たに、IT技術者を中心とした社会人のキャリアアップ・キャリアチェンジに資するための学び直しプログラムの開発・実施を推進しています。これにより、全国の大学への実践教育の普及や、情報技術を高度に活用して大学院生、大学学部生、社会人と幅広い対象において社会の具体的な課題を解決できる情報技術人材の育成を目指しています。

また、「第2期教育振興基本計画」において、ICTを活用した教育の推進が掲げられていることから、私立大学等が行うマルチメディア装置や学内LAN（学内ネットワーク）の整備などに対して支援しています。

このほか、誰もがインターネットを通じて大学の講義を無料で受講することができる取組として、MOOC（Massive Open Online Course/大規模公開オンライン講座）が平成24年以降世界中に広まっています。我が国においても、日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC）が設立され、26年4月に日本版MOOCによる講義の配信が始まりました。30年3月現在、大学や企業から提供された228講座がJMOOCから配信され、社会人の学び直しなどに活用されています。

7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

（1）学校における情報モラル教育の推進

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などが児童生徒に急速に普及しており、これらの利用によってトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生しています。こうした背景を踏まえ、児童生徒が犯罪被害など危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、健康に留意して情報機器を利用することができるようにするため、情報モラル教育の充実が求められています。

小・中・高等学校の新学習指導要領では、情報モラルを含む「情報活用能力」を教科等横断的に育成することとしています。これを踏まえて、学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせることの重要性を強調しています。

文部科学省は、児童生徒を取り巻くインターネット環境の変化等を踏まえた教師用指導資

図表 2-11-5

ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ



料の改訂・充実を行うとともに、従前に引き続き、児童生徒向け啓発資料の作成・配布、教員等を対象としたセミナーの実施等により、情報モラル教育の一層の充実を図ることとしています。

(2) インターネットをめぐる問題に関する取組

内閣府の平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生では約65%、中学生では約85%、高校生では約97%がスマートフォン等のいずれかのインターネット接続機器でインターネットを利用しているとされており、平日（月曜から金曜）の平均使用時間は約159分となっています。

スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや、神奈川県座間市で発覚した事件のようにSNS等を利用した犯罪等が深刻な問題となっています。

このような状況を踏まえ、情報化社会の危険性とその対処法などについて、子供たち自身と保護者などが正しく認識し、適切に行動していくことがますます重要となっています。

文部科学省は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」などを踏まえ、関係府省庁等と連携しつつ、青少年をインターネット上の有害情報から守るための取組を推進しています。具体的には、①フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウム「ネットモラルキャラバン隊」の開催、②メディアリテラシー指導員養成講座の実施やフィルタリング普及活動などの各地域における先進的な取組の支援としての「ネット対策地域支援」の実施、③スマートフォンなどの新たな情報通信機器への対応方法などについて青少年自身が研修で学んだ成果を発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」の実施、④いわゆるネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策の実施、⑤通信関係団体や総務省などと連携した、保護者、教職員及び児童生徒を対象とする、インターネットの安全・安心な利用に関する講座（e-ネットキャラバン）の実施などに取り組んでいます。

さらに、平成29年度は神奈川県座間市において発覚した事件を踏まえて、関係府省庁等が連携して例年2月から5月にかけて実施していた「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の期間を前倒しして、12月から「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として集中的に展開し、全国の教育委員会や学校、PTAなどに保護者や児童生徒に対するインターネット等の安全・安心な利用に関する啓発活動等の実施を依頼しています。

第2節

映像作品やICTを活用した教材の普及・奨励

文部科学省は、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められる映画その他の映像作品や紙芝居を「文部科学省選定」として選定し、そのうち特に優れたものは「文部科学省特別選定」として選定しています。選定された作品については、文部科学省ウェブサイトでの掲載やメールマガジンでの配信を通じて、教育現場への普及・奨励に努めています（[図表 2-11-6](#)）。

図表 2-11-6 平成29年度文部科学省選定作品一覧

〈平成29年度文部科学省特別選定作品一覧〉

一般劇映画・一般非劇映画

作品名	種別	対象	選定日
ハイジ アルプスの物語	DVD	少年向き, 家庭向き	平成29年5月18日
ブレndanとケルズの秘密	DVD	幼児向き, 少年向き, 青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成29年5月25日
ギフト 僕がきみに残せるもの	DVD	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成29年7月26日
少女ファニーと運命の旅	映画	少年向き, 青年向き, 家庭向き	平成29年8月2日
不都合な真実2: 放置された地球	映画	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成29年9月27日
野球部員, 演劇の舞台に立つ!	ブルーレイ	少年向き, 青年向き	平成29年12月12日
ぼくの名前はズッキーニ	ブルーレイ	青年向き, 家庭向き	平成29年12月21日
子どもが教えてくれたこと	DVD	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成30年1月25日
リメンバー・ミー	映画	少年向き, 青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成30年1月25日

学校教育教材・社会教育教材

作品名	種別	対象		選定日
		学校教育	社会教育	
ケアニン～あなたでよかった～	ブルーレイ		成人向き	平成29年4月27日
彫金—山本晃のわざ—	DVD	中学校, 高等学校	少年向き, 青年向き, 成人向き	平成29年5月18日
尾鷲九木浦の正月行事 [普及編]	DVD	中学校	青年向き, 成人向き	平成29年6月23日
みんなの情報モラルⅢ SNSに潜むリスク	DVD	小学校高学年, 中学校	少年向き	平成29年7月3日
一陽来復 Life Goes On	ブルーレイ		青年向き, 成人向き	平成29年7月13日
友禅—二塚長生のわざ—	DVD	中学校, 高等学校	少年向き, 青年向き, 成人向き	平成29年10月3日
情報モラルを身につけよう! 小学生のスマホの安全な使い方教室 自分も相手も傷つけないために 1	DVD	小学校中学年, 小学校高学年	少年向き	平成30年3月19日
情報モラルを身につけよう! 小学生のスマホの安全な使い方教室 危険(きけん)な目にあわないために 2	DVD	小学校中学年, 小学校高学年	少年向き	平成30年3月19日

第3節 ICTを活用した情報発信

1 文部科学省の取組に関する情報発信

文部科学省ウェブサイトは、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化の各分野における最新の動向や調査結果のほか、報道発表資料や文部科学省の施策に関する情報を随時更新しながら発信しています。また、定例の文部科学大臣の記者会見の動画を、即日文部科学省ウェブサイト上に掲載しています。

平成28年4月以降、大臣報道専門官が取材を行う「今日の出来事」と「今週のトピックス」*5のコーナーをウェブサイト開設して発信を強化しています。「今日の出来事」では、「学校における働き方改革に関する緊急対策」や平昌オリンピック・パラリンピック競技大会など最新の文部科学行政や関連する出来事を動画や写真と共に分かりやすく伝えていきます。「今週のトピックス」では、大臣、副大臣、大臣政務官、幹部職員や有識者等のインタビューを通して、重要施策等を動画で紹介しています。政務三役と大臣補佐官への新春インタビュー「2018年文部科学省のここに注目!」や第2回国際宇宙探査フォーラム(ISEF2)に向けた対談を行いました。

*5 参照: http://www.mext.go.jp/b_menu/activity/index.htm

さらに、文部科学省はソーシャルメディアも積極的に活用しています。公式Facebook（「文部科学省MEXT」*⁶）では、文部科学省ウェブサイトとの連携を図り、「大臣報道専門官通信」のコーナーでの投稿を充実させ、毎日、動画や写真、画像などと併せて分かりやすく情報発信しています。平成29年度はファン数が7.1万人に達しました。公式Twitter「mextjapan」*⁷では、毎日、文部科学省ウェブサイトの新着情報などを発信しており、29年度はフォロワー数が33万人を超えました。

加えて、「YouTube」*⁸、「ニコニコ動画」*⁹、「USTREAM」などに専用チャンネルを設置しており*⁸、施策の紹介動画等を公開しています。平成20年8月のYouTubeチャンネル開設後の全再生回数は約1,966万回です。

広報誌として発行する「文部科学広報」は、電子書籍化しており*⁹、文部科学省の庁舎内のミュージアム「情報ひろば」の情報もウェブサイトに掲載しています。また、ゲーム要素も取り入れながら、文部科学省の施策を学べる子供向けのウェブサイトを8本開設しています。

このほか、テレビアニメ「3月のライオン」などアニメ制作会社等とコラボレーションやタイアップした広報では、文部科学省としてのメッセージをポスターや特設ウェブサイト、ソーシャルメディア等の広報媒体を相互に連携させた活動も実施しています。

「車座ふるさとトーク」*¹⁰についても「防災科学技術が果たす役割」、「学校の働き方改革」のテーマで実施するとともに、一般の方からの文部科学省への御質問や御意見については、ウェブサイト上でいつでも受け付けています。

2 我が国の文化発信の強化

文化庁は、文化行政の情報化と情報発信を強化するため、文化庁ウェブサイトなどで、文化財や美術品、舞台芸術、メディア芸術、日本語教育、国語施策などの情報を幅広く提供しています。

また、Web広報誌として「文化庁広報誌ぶんかる」*¹¹を配信し、文化庁の取組を紹介するコラム、文化庁や国立文化施設の催し物のお知らせなどを掲載しています。

同時に、公式Twitter「文化庁広報誌ぶんかる」*¹²において、ほぼ毎日、文化庁ウェブサイトの新着情報などを発信するとともに、平成29年10月から公式facebook*¹³を新たに開設し、より一層の情報発信に努めています。

さらに、「YouTube」チャンネルでは、国内外に向けて、日本文化の紹介動画を配信しています。

このほかにもウェブサイトを開設しています。例えば、2020（平成32）年に向けて全国津々浦々で行われる文化プログラム等の情報を集約・発信するために試行的に「Culture NIPPON（カルチャーニッポン）」*¹⁴の運用を始めました。また、「文化遺産オンライン」*¹⁵では、全国の博物館・美術館や関係団体、各地方公共団体の協力を得て、有形・無形を問わず良質で多様な文化遺産に関する情報を収集し公開すると同時に、公式Twitter「文化遺産

*⁶ 参照：<https://www.facebook.com/mextjapan>

*⁷ 参照：<https://twitter.com/mextjapan>

*⁸ 参照：<http://www.mext.go.jp/movie/index.htm>

*⁹ 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/kouhou/

*¹⁰ 車座ふるさとトーク：安倍内閣として、大臣・副大臣・大臣政務官が地域に赴き、現場の方々とは少人数で車座の対話を
行い、生の声を聴いて政策に生かそうという取組

*¹¹ 参照：<http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>

*¹² 参照：https://twitter.com/prmag_bunka

*¹³ 参照：<https://www.facebook.com/bunkacho/>

*¹⁴ 参照：<https://culture-nippon.go.jp>

*¹⁵ 参照：<http://bunka.nii.ac.jp/>

オンライン」*¹⁶において、文化財に関する情報などを発信しています。

さらに、日本芸術文化振興会が運営する「文化デジタルライブラリー」*¹⁷では、インターネットを通じて舞台芸術の魅力を紹介する教育用コンテンツや、国立劇場等の自主公演に関する上演記録や錦絵、番付などの収蔵資料に関するデータベースなどを公開しています。

*¹⁶ 参照：<http://twitter.com/bunkaisanonline>

*¹⁷ 参照：<http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>